

議案第49号

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和6年6月10日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

朝来市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、令和6年度における国民健康保険税の税率を改正するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

朝来市国民健康保険税条例(平成17年朝来市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.8」を「100分の7.5」に改める。

第5条中「25,200円」を「26,100円」に改める。

第5条の2第1号中「19,800円」を「20,100円」に改め、同条第2号中「9,900円」を「10,050円」に改め、同条第3号中「14,850円」を「15,075円」に改める。

第6条中「100分の3.1」を「100分の3.0」に改める。

第7条の2中「10,200円」に「10,500円」に改める。

第7条の3第1号中「8,000円」を「8,100円」に改め、同条第2号中「4,000円」を「4,050円」に改め、同条第3号中「6,000円」を「6,075円」に改める。

第9条の2中「11,300円」を「11,700円」に改める。

第9条の3中「6,800円」を「7,000円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「17,640円」を「18,270円」に改め、同号イ(ア)中「13,860円」を「14,070円」に改め、同号イ(イ)中「6,930円」を「7,035円」に改め、同号イ(ウ)中「10,395円」を「10,553円」に改め、同号ウ中「7,140円」を「7,350円」に改め、同号エ(ア)中「5,600円」を「5,670円」に改め、同号エ(イ)中「2,800円」を「2,835円」に改め、同号エ(ウ)中「4,200円」を「4,253円」に改め、同号オ中「7,910円」を「8,190円」に改め、同号カ中「4,760円」を「4,900円」に改め、同項第2号ア中「12,600円」を「13,050円」に改め、同号イ(ア)中「9,900円」を「10,050円」に改め、同号イ(イ)中「4,950円」を「5,025円」に改め、同号イ(ウ)中「7,425円」を「7,538円」に改め、同号ウ中「5,100円」を「5,250円」に改め、同号エ(ア)中「4,000円」を「4,050円」に改め、同号エ(イ)中「2,000円」を「2,025円」に改め、同号エ(ウ)中「3,000円」を「3,038円」に改め、同号オ中「5,650円」を「5,850円」に改め、同号カ中「3,400円」を「3,500円」に改め、同項第3号ア中「5,040円」を「5,220円」に改め、同号イ(ア)中「3,960円」を「4,020円」に改め、同号イ(イ)中「1,980円」を「2,010円」に改め、同号イ(ウ)中「2,970円」を「3,015円」に改め、同号ウ中「2,040円」を「2,100円」に改め、同号エ(ア)中「1,600円」を「1,620円」に改め、同号エ(イ)中「800円」を「810円」に改め、同号エ(ウ)中「1,200円」を「1,215円」に改め、同号オ中「2,260円」を「2,340円」に改め、同号カ中「1,360円」を「1,400円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,780円」を「3,915円」に改め、同号イ中「6,300円」を「6,525円」に改め、同号ウ中「10,080円」を「10,440円」に改め、同号エ中「12,600円」を「13,050円」に改め、同項第2号ア中「1,530円」を「1,575円」に改め、同号イ中「2,550円」を「2,625円」に改め、同号ウ中「4,080円」を「4,200円」に改め、同号エ中「5,100円」を「5,250円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の朝来市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健

康保険税に適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第49号資料

朝来市国民健康保険税条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.8</u>を乗じて算定する。 2（略） (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,200円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.5</u>を乗じて算定する。 2（略） (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,100円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条

の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>19,800円</u> (2) 特定世帯 <u>9,900円</u> (3) 特定継続世帯 <u>14,850円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の3.1</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,200円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,000円</u> (2) 特定世帯 <u>4,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>6,000円</u> (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,300円</u>とする。	の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>20,100円</u> (2) 特定世帯 <u>10,050円</u> (3) 特定継続世帯 <u>15,075円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の3.0</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,500円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,100円</u> (2) 特定世帯 <u>4,050円</u> (3) 特定継続世帯 <u>6,075円</u> (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,700円</u>とする。
--	---

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,800円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 (略) (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た	(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,000円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 (略) (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た
---	---

金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>17,640円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,860円</u> (イ) 特定世帯 <u>6,930円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>10,395円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>7,140円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,600円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,800円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,200円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>7,910円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,760円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにそ	金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>18,270円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,070円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,035円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>10,553円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>7,350円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,670円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,835円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,253円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>8,190円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,900円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにそ
---	---

の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>12,600円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,900円</u> (イ) 特定世帯 <u>4,950円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>7,425円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,100円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,000円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,000円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,000円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定	の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>13,050円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,050円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,025円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>7,538円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,250円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,050円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,025円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,038円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定
--	---

する世帯主を除く。) 1 人について <u>5,650円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る 世帯別平等割額 1 世帯について <u>3,400円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する 総所得金額及び山林所得金額の合算 額が、43万円（納税義務者並びにそ の世帯に属する国民健康保険の被保 険者及び特定同一世帯所属者のうち 給与所得者等の数が2以上の場合に あっては、43万円に当該給与所得者 等の数から1を減じた数に10万円を 乗じて得た金額を加算した金額）に 被保険者及び特定同一世帯所属者1 人につき53万5,000円を加算した金 額を超えない世帯に係る納税義務者 （前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定す る世帯主を除く。） 1 人について <u>5,040円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の世帯別平等割額 次 に掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以 外の世帯 <u>3,960円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,980円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,970円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る 後期高齢者支援金等課税額の被保 険者均等割額 被保険者（第1条 第2項に規定する世帯主を除く。） 1 人について<u>2,040円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る 後期高齢者支援金等課税額の世帯	する世帯主を除く。) 1 人について <u>5,850円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る 世帯別平等割額 1 世帯について <u>3,500円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する 総所得金額及び山林所得金額の合算 額が、43万円（納税義務者並びにそ の世帯に属する国民健康保険の被保 険者及び特定同一世帯所属者のうち 給与所得者等の数が2以上の場合に あっては、43万円に当該給与所得者 等の数から1を減じた数に10万円を 乗じて得た金額を加算した金額）に 被保険者及び特定同一世帯所属者1 人につき53万5,000円を加算した金 額を超えない世帯に係る納税義務者 （前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定す る世帯主を除く。） 1 人について <u>5,220円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の世帯別平等割額 次 に掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以 外の世帯 <u>4,020円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,010円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,015円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る 後期高齢者支援金等課税額の被保 険者均等割額 被保険者（第1条 第2項に規定する世帯主を除く。） 1 人について<u>2,100円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る 後期高齢者支援金等課税額の世帯
--	--

別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,600円</u> (イ) 特定世帯 <u>800円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,200円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,260円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,360円</u> 2（略） (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,780円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,300円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,080円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12,600円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,530円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,550円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,080円</u>	別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,620円</u> (イ) 特定世帯 <u>810円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,215円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,340円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,400円</u> 2（略） (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,915円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,525円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,440円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,050円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,575円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,625円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,200円</u>
--	--

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,100円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,250円</u>
-----------------------------------	-----------------------------------



令和6年5月27日

朝来市長 藤岡 勇 様

朝来市国民健康保険運営協議会

会長 向井 兵 磨



令和6年度朝来市国民健康保険税の賦課方法について（答申）

令和6年5月27日付諮問第3号をもって諮問のあった標記の件について、同日、運営協議会を開催し、審議の結果、次のとおり結論をみたので答申します。

記

1 結論

令和6年度朝来市国民健康保険税の賦課方法について

朝来市国民健康保険税の賦課割合は、基礎課税額（医療給付費）分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ともに次のとおりとする。

応 能 割	応 益 割	
49.4%	50.6%	
所得割総額	均等割総額	平等割総額
49.4%	33.4%	17.2%

2 答申に当たって

今回諮問された事項について、事務局から資料提出を求め、慎重審議を行った。
上記賦課割合について、条例規定上の表記とすると次のとおりとなる。

基礎課税額（医療給付費）分

	現 行	改 定 後
所得割	7.8%	7.5%
均等割	25,200円	26,100円
平等割	19,800円	20,100円
賦課限度額	65万円	65万円

後期高齢者支援金分

	現 行	改 定 後
所得割	3.1%	3.0%
均等割	10,200円	10,500円
平等割	8,000円	8,100円
賦課限度額	22万円	24万円

介護納付金分

	現 行	改 定 後
所得割	2. 5%	2. 5%
均等割	11, 300円	11, 700円
平等割	6, 800円	7, 000円
賦課限度額	17万円	17万円

令和5年度決算見込みにおいて、年度末に臨時的な特別調整交付金が約30,000,000円交付されたことにより基金の積立が大きく増え、令和6年2月2日開催の第45回朝来市国民健康保険運営協議会において、一人当たり賦課額を引き上げると答申したところではあるが、増えた基金を有効活用し、当局から示された賦課割合（税率）については、一人当たり賦課額を前年度と同額に据え置いたとしても、健全な国民健康保険財政の運営に必要な財源が確保されており、かつ、税の安定性、公平性にも十分な配慮がうかがえることから「了承すべきもの」と結論づける。

なお、朝来市国民健康保険事業の将来にわたる安定的な運営のため、次の意見を付記するので参考とされたい。

<附帯意見>

(1) 国民健康保険財政の安定化と財政調整基金について

令和5年度決算見込みの状況を見ると、歳入歳出差引で約59,000,000円の黒字となっている。そのうち、令和6年度における前年度精算（超過交付となった保険給付費等交付金）に伴う返還分を差し引いても45,000,000円を決算剰余金として財政調整基金に積み立てることが可能となり、決算時における基金残高は269,082,990円となり、安定的必要額が確保できていると考えられる。

一方で、被保険者の保険税の上昇を抑えるため、収納率を上げ保険税収入を確保するとともに、医療費適正化のための健康の保持・増進を図るための根本的な取組が必要となる。

このようなことから、健幸づくり推進課はもちろんのこと、市内関係団体との連携を密にし、効率的及び効果的な保健事業を実施するなどして朝来市民の健康寿命の延伸に積極的に取り組まれない。

(2) 収納率向上について

保険税収納率は、令和5年度現年度課税分において95.69%と、令和4年度の94.95%に比べて、0.74%増となっている。また、令和3年度ベースの比較においても0.58%上昇となっており、今後も収納率向上に努められたい。

収納率の向上による国保税収の増加は、被保険者の負担軽減に繋がるほか、保険税負担の適正、公平性の観点からも有効といえることから、今後も収納率向上に向けたより一層の努力を期待したい。

(3) 保険料水準の統一に向けて

これまで令和9年度としていた保険料水準の統一時期については、激変緩和措置として県の完全統一時期が令和12年度とされていることから、より緩やかな保険料の引き上げとなるよう令和12年度まで延長し、完全統一に向け被保険者への十分な周知に努められるとともに、被保険者の負担感とならないよう財政調整基金を活用し、新たな保健事業を検討されたい。

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の参考資料 (①)

【基礎課税額(医療給付費)分および後期高齢者支援金分】

			比 較	
			①－②	増減率
			令和6年度 ①	令和5年度 ②
加入世帯数 (世帯)			3,691 (世帯)	3,884 (世帯)
被保険者数 (人)			5,529 (人)	5,943 (人)
一世帯当たり被保険者数 (人)			1.49 (人)	1.53 (人)
賦課基準額 (千円)			2,848,002 (千円)	2,833,156 (千円)
一人当たり賦課基準額 (千円)			515 (千円)	476 (千円)
一世帯当たり賦課基準額 (千円)			771 (千円)	729 (千円)
軽 減 該 当 の 状 況	均等割 (人数・割合)	2割軽減	792 人 14.3 %	835 人 14.0 %
		5割軽減	1,118 人 20.2 %	1,240 人 20.9 %
		7割軽減	1,380 人 25.0 %	1,428 人 24.0 %
		計	3,290 人 59.5 %	3,503 人 58.9 %
	平等割 (世帯数・割合)	2割軽減	459 世帯 12.5 %	479 世帯 12.3 %
		5割軽減	665 世帯 18.0 %	718 世帯 18.5 %
		7割軽減	1,056 世帯 28.6 %	1,105 世帯 28.5 %
		計	2,180 世帯 59.1 %	2,302 世帯 59.3 %
	限度額超過 世帯数	基礎課税額(医療給付費)分	31 (世帯)	26 (世帯)
		後期高齢者支援金分	40 (世帯)	36 (世帯)

【介護納付金分】

			比 較	
			①－②	増減率
			令和6年度 ①	令和5年度 ②
加入世帯数 (世帯)			1,369 (世帯)	1,407 (世帯)
被保険者数 (人)			1,603 (人)	1,644 (人)
一世帯当たり被保険者数 (人)			1.17 (人)	1.16 (人)
賦課基準額 (千円)			1,077,521 (千円)	1,067,211 (千円)
一人当たり賦課基準額 (千円)			672 (千円)	649 (千円)
一世帯当たり賦課基準額 (千円)			787 (千円)	758 (千円)
軽 減 該 当 の 状 況	均等割 (人数・割合)	2割軽減	184 人 11.5 %	188 人 11.4 %
		5割軽減	241 人 15.0 %	256 人 15.6 %
		7割軽減	441 人 27.5 %	422 人 25.7 %
		計	866 人 54.0 %	866 人 52.7 %
	平等割 (世帯数・割合)	2割軽減	150 世帯 11.0 %	153 世帯 10.9 %
		5割軽減	198 世帯 14.5 %	216 世帯 15.3 %
		7割軽減	391 世帯 28.5 %	383 世帯 27.2 %
		計	739 世帯 54.0 %	752 世帯 53.4 %
	限度額超過世帯数		30 (世帯)	22 (世帯)
				8 (世帯)

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の参考資料 (②)

1. 基礎課税額(医療給付費)課税額に係る税率

区 分			現 行	改 正 案	関 係 事 項	
所 得 割 率			100分の 7.8	100分の 7.5	第3条1項	
被 保 険 者 均 等 割 額			25,200円	26,100円	第5条	
世 帯 別 平 等 割 額	特 定 世 帯 以 外		19,800円	20,100円	第5条の2第1号	
	特 定 世 帯		9,900円	10,050円	第5条の2第2号	
	特 定 継 続 世 帯		14,850円	15,075円	第5条の2第3号	
軽	7割	均 等 割	17,640円	18,270円	第23条第1項第1号	
		平等割	特定世帯以外	13,860円		14,070円
			特 定 世 帯	6,930円		7,035円
			特定継続世帯	10,395円		10,553円
減	5割	均 等 割	12,600円	13,050円	第23条第1項第2号	
		平等割	特定世帯以外	9,900円		10,050円
			特 定 世 帯	4,950円		5,025円
			特定継続世帯	7,425円		7,538円
額	2割	均 等 割	5,040円	5,220円	第23条第1項第3号	
		平等割	特定世帯以外	3,960円		4,020円
			特 定 世 帯	1,980円		2,010円
			特定継続世帯	2,970円		3,015円
未就学児の均等割		7割軽減世帯	3,780円	3,915円	第23条第2項第1号	
		5割軽減世帯	6,300円	6,525円		
		2割軽減世帯	10,080円	10,440円		
		その他の世帯	12,600円	13,050円		

2. 後期高齢者支援金課税額に係る税率

区 分			現 行	改 正 案	関 係 事 項	
所 得 割 率			100分の 3.1	100分の 3.0	第6条	
被 保 険 者 均 等 割 額			10,200円	10,500円	第7条の2	
世 帯 別 平 等 割 額	特 定 世 帯 以 外		8,000円	8,100円	第7条の3第1号	
	特 定 世 帯		4,000円	4,050円	第7条の3第2号	
	特 定 継 続 世 帯		6,000円	6,075円	第7条の3第3号	
軽	7割	均 等 割	7,140円	7,350円	第23条第1項第1号	
		平等割	特定世帯以外	5,600円		5,670円
			特 定 世 帯	2,800円		2,835円
			特定継続世帯	4,200円		4,253円
減	5割	均 等 割	5,100円	5,250円	第23条第1項第2号	
		平等割	特定世帯以外	4,000円		4,050円
			特 定 世 帯	2,000円		2,025円
			特定継続世帯	3,000円		3,038円
額	2割	均 等 割	2,040円	2,100円	第23条第1項第3号	
		平等割	特定世帯以外	1,600円		1,620円
			特 定 世 帯	800円		810円
			特定継続世帯	1,200円		1,215円
未就学児の均等割		7割軽減世帯	1,530円	1,575円	第23条第2項第2号	
		5割軽減世帯	2,550円	2,625円		
		2割軽減世帯	4,080円	4,200円		
		その他の世帯	5,100円	5,250円		

3. 介護納付金課税額に係る税率

区 分				現 行	改 正 案	関 係 事 項
所得 割 率				100分の 2.5	100分の 2.5	第8条
被 保 険 者 均 等 割 額				11,300円	11,700円	第9条の2
世帯別 平等割額				6,800円	7,000円	第9条の3
軽 7割	均 等 割			7,910円	8,190円	第23条第1項第1号
	平 等 割			4,760円	4,900円	
減 5割	均 等 割			5,650円	5,850円	第23条第1項第2号
	平 等 割			3,400円	3,500円	
額 2割	均 等 割			2,260円	2,340円	第23条第1項第3号
	平 等 割			1,360円	1,400円	

軽減該当世帯の推移(平成31年度から令和6年度まで)

基礎課税額(医療給付費)分

		R6		R5		R4		R3		R2		H31	
			全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合
均等割 (人)	2割	792 人	14.3%	835 人	14.0%	881 人	14.2%	867 人	13.6%	957 人	14.7%	959 人	14.0%
	5割	1,118 人	20.2%	1,240 人	20.9%	1,218 人	19.6%	1,178 人	18.4%	1,248 人	19.2%	1,282 人	18.8%
	7割	1,380 人	25.0%	1,428 人	24.0%	1,448 人	23.3%	1,455 人	22.8%	1,436 人	22.1%	1,540 人	22.5%
	計	3,290 人	59.5%	3,503 人	58.9%	3,547 人	57.1%	3,500 人	54.8%	3,641 人	56.0%	3,781 人	55.3%
平等割 (世帯)	2割	459 世帯	12.5%	479 世帯	12.3%	479 世帯	12.0%	490 世帯	12.0%	538 世帯	13.0%	517 世帯	12.1%
	5割	665 世帯	18.0%	718 世帯	18.5%	708 世帯	17.7%	686 世帯	16.8%	715 世帯	17.3%	720 世帯	16.8%
	7割	1,056 世帯	28.6%	1,105 世帯	28.5%	1,116 世帯	27.8%	1,118 世帯	27.4%	1,097 世帯	26.4%	1,164 世帯	27.1%
	計	2,180 世帯	59.1%	2,302 世帯	59.3%	2,303 世帯	57.5%	2,294 世帯	56.2%	2,350 世帯	56.9%	2,401 世帯	56.0%

後期高齢者支援金分

		R6		R5		R4		R3		R2		H31	
			全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合
均等割 (人)	2割	792 人	14.3%	835 人	14.0%	881 人	14.2%	867 人	13.6%	957 人	14.7%	961 人	14.0%
	5割	1,118 人	20.2%	1,240 人	20.9%	1,218 人	19.6%	1,178 人	18.4%	1,248 人	19.2%	1,288 人	18.8%
	7割	1,380 人	25.0%	1,428 人	24.0%	1,448 人	23.3%	1,455 人	22.8%	1,436 人	22.1%	1,545 人	22.6%
	計	3,290 人	59.5%	3,503 人	58.9%	3,547 人	57.1%	3,500 人	54.8%	3,641 人	56.0%	3,794 人	55.4%
平等割 (世帯)	2割	459 世帯	12.5%	479 世帯	12.3%	479 世帯	12.0%	490 世帯	12.0%	538 世帯	13.0%	517 世帯	12.0%
	5割	665 世帯	18.0%	718 世帯	18.5%	708 世帯	17.7%	686 世帯	16.8%	715 世帯	17.3%	721 世帯	16.8%
	7割	1,056 世帯	28.6%	1,105 世帯	28.5%	1,116 世帯	27.8%	1,118 世帯	27.4%	1,097 世帯	26.5%	1,168 世帯	27.2%
	計	2,180 世帯	59.1%	2,302 世帯	59.3%	2,303 世帯	57.5%	2,294 世帯	56.2%	2,350 世帯	56.9%	2,406 世帯	56.0%

介護納付金分

		R6		R5		R4		R3		R2		H31	
			全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合
均等割 (人)	2割	184 人	11.5%	188 人	11.4%	196 人	11.4%	192 人	10.6%	237 人	12.6%	265 人	12.8%
	5割	241 人	15.0%	256 人	15.6%	258 人	15.1%	263 人	14.4%	263 人	14.0%	286 人	13.9%
	7割	441 人	27.5%	422 人	25.7%	410 人	23.9%	412 人	22.6%	422 人	22.4%	467 人	22.6%
	計	866 人	54.0%	866 人	52.7%	864 人	50.4%	867 人	47.6%	922 人	48.8%	1,018 人	49.3%
平等割 (世帯)	2割	150 世帯	11.0%	153 世帯	10.9%	163 世帯	11.1%	158 世帯	10.2%	191 世帯	11.9%	204 世帯	11.8%
	5割	198 世帯	14.5%	216 世帯	15.3%	218 世帯	14.9%	220 世帯	14.1%	227 世帯	14.2%	235 世帯	13.6%
	7割	391 世帯	28.5%	383 世帯	27.2%	372 世帯	25.3%	383 世帯	24.6%	386 世帯	24.1%	429 世帯	24.8%
	計	739 世帯	54.0%	752 世帯	53.4%	753 世帯	51.3%	761 世帯	48.9%	804 世帯	50.2%	868 世帯	50.2%

令和6年度国民健康保険税(基礎課税額分及び後期高齢者支援金分)計算例
〔2人世帯を想定〕

【税率】

	令和6年度(案)			令和5年度			比較
	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎＋後期	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎＋後期	
A 所得割	7.5 %	3.0 %	10.5 %	7.8 %	3.1 %	10.9 %	△ 0.4 ポイント
B 均等割	26,100 円	10,500 円	36,600 円	25,200 円	10,200 円	35,400 円	1200 円
C 平等割	20,100 円	8,100 円	28,200 円	19,800 円	8,000 円	27,800 円	400 円

【税額計算例】

例1) 7割軽減の世帯

2人世帯	令和6年度(案) 【7割軽減】			令和5年度据置 【7割軽減】		
区 分	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎＋後期	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎＋後期
a 所得額	430,000 円	430,000 円	円	430,000 円	430,000 円	円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円	円	430,000 円	430,000 円	円
c 課税基準額(a-b)	0 円	0 円	円	0 円	0 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
② 均等割(B×2人)	52,200 円	21,000 円	73,200 円	50,400 円	20,400 円	70,800 円
③ 平等割	20,100 円	8,100 円	28,200 円	19,800 円	8,000 円	27,800 円
d 7割軽減額[(②+③)×0.7]	△ 50,610 円	△ 20,370 円	△ 70,980 円	△ 49,140 円	△ 19,880 円	△ 69,020 円
e 端数調整額	△ 90 円	△ 30 円	△ 120 円	△ 60 円	△ 20 円	△ 80 円
f 保険税額	21,600 円	8,700 円	30,300 円	21,000 円	8,500 円	29,500 円
差 額						800 円

例2) 5割軽減の世帯

2人世帯	令和6年度(案) 【5割軽減】			令和5年度据置 【5割軽減】		
区 分	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎＋後期	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎＋後期
a 所得額	1,020,000 円	1,020,000 円	円	1,020,000 円	1,020,000 円	円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円	円	430,000 円	430,000 円	円
c 課税基準額(a-b)	590,000 円	590,000 円	円	590,000 円	590,000 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	44,250 円	17,700 円	61,950 円	46,020 円	18,290 円	64,310 円
② 均等割(B×2人)	52,200 円	21,000 円	73,200 円	50,400 円	20,400 円	70,800 円
③ 平等割	20,100 円	8,100 円	28,200 円	19,800 円	8,000 円	27,800 円
d 5割軽減額[(②+③)×0.5]	△ 36,150 円	△ 14,550 円	△ 50,700 円	△ 35,100 円	△ 14,200 円	△ 49,300 円
e 端数調整額	0 円	△ 50 円	△ 50 円	△ 20 円	△ 90 円	△ 110 円
f 保険税額	80,400 円	32,200 円	112,600 円	81,100 円	32,400 円	113,500 円
差 額						△ 900 円

例3) 2割軽減の世帯

2人世帯	令和6年度(案) 【2割軽減】			令和5年度据置 【2割軽減】		
区 分	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎＋後期	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎＋後期
a 所得額	1,520,000 円	1,520,000 円	円	1,520,000 円	1,520,000 円	円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円	円	430,000 円	430,000 円	円
c 課税基準額(a-b)	1,090,000 円	1,090,000 円	円	1,090,000 円	1,090,000 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	81,750 円	32,700 円	114,450 円	85,020 円	33,790 円	118,810 円
② 均等割(B×2人)	52,200 円	21,000 円	73,200 円	50,400 円	20,400 円	70,800 円
③ 平等割	20,100 円	8,100 円	28,200 円	19,800 円	8,000 円	27,800 円
d 2割軽減額[(②+③)×0.2]	△ 14,460 円	△ 5,820 円	△ 20,280 円	△ 14,040 円	△ 5,680 円	△ 19,720 円
e 端数調整額	△ 90 円	△ 80 円	△ 170 円	△ 80 円	△ 10 円	△ 90 円
f 保険税額	139,500 円	55,900 円	195,400 円	141,100 円	56,500 円	197,600 円
差 額						△ 2,200 円

例4) 給与所得者の世帯

世帯主: 給与収入220万円(給与所得146万円) 配偶者: 給与収入98万円(給与所得43万円)

2人世帯		令和6年度(案) 【軽減非該当】			令和5年度据置 【軽減非該当】		
区 分	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎+後期	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎+後期	
a 所得額	1,890,000 円	1,890,000 円	円	1,890,000 円	1,890,000 円	円	
b 基礎控除	860,000 円	860,000 円	円	860,000 円	860,000 円	円	
c 課税基準額(a-b)	1,030,000 円	1,030,000 円	円	1,030,000 円	1,030,000 円	円	
① 所得割(c×所得割税率)	77,250 円	30,900 円	108,150 円	80,340 円	31,930 円	112,270 円	
② 均等割(B×2人)	52,200 円	21,000 円	73,200 円	50,400 円	20,400 円	70,800 円	
③ 平等割	20,100 円	8,100 円	28,200 円	19,800 円	8,000 円	27,800 円	
d							
e 端数調整額	△ 90 円	△ 80 円	△ 170 円	0 円	△ 50 円	△ 50 円	
f 保険税額	135,000 円	54,100 円	189,100 円	136,500 円	54,600 円	191,100 円	
						差 額	△ 2,000 円

例5) 事業所得者の世帯

世帯主: 事業所得200万円 配偶者: 給与収入98万円(給与所得43万円)

2人世帯		令和6年度(案) 【軽減非該当】			令和5年度据置 【軽減非該当】		
区 分	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎+後期	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎+後期	
a 所得額	2,430,000 円	2,430,000 円	円	2,430,000 円	2,430,000 円	円	
b 基礎控除	860,000 円	860,000 円	円	860,000 円	860,000 円	円	
c 課税基準額(a-b)	1,570,000 円	1,570,000 円	円	1,570,000 円	1,570,000 円	円	
① 所得割(c×所得割税率)	117,750 円	47,100 円	164,850 円	122,460 円	48,670 円	171,130 円	
② 均等割(B×2人)	52,200 円	21,000 円	73,200 円	50,400 円	20,400 円	70,800 円	
③ 平等割	20,100 円	8,100 円	28,200 円	19,800 円	8,000 円	27,800 円	
d							
e 端数調整額	△ 50 円	0 円	△ 50 円	△ 60 円	△ 70 円	△ 130 円	
f 保険税額	190,000 円	76,200 円	266,200 円	192,600 円	77,000 円	269,600 円	
						差 額	△ 3,400 円

例6) 公的年金受給者の世帯(65歳以上)

世帯主: 年金収入220万円(年金所得110万円) 配偶者: 年金収入110万円(年金所得0円)

2人世帯		令和6年度(案)			令和5年度据置		
区 分	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎+後期	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎+後期	
a 所得額	1,100,000 円	1,100,000 円	円	1,100,000 円	1,100,000 円	円	
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円	円	430,000 円	430,000 円	円	
c 課税基準額(a-b)	670,000 円	670,000 円	円	670,000 円	670,000 円	円	
① 所得割(c×所得割税率)	50,250 円	20,100 円	70,350 円	52,260 円	20,770 円	73,030 円	
② 均等割(B×2人)	52,200 円	21,000 円	73,200 円	50,400 円	20,400 円	70,800 円	
③ 平等割	20,100 円	8,100 円	28,200 円	19,800 円	8,000 円	27,800 円	
d 5割軽減額[(②+③)×0.5]	△ 36,150 円	△ 14,550 円	△ 50,700 円	△ 35,100 円	△ 14,200 円	△ 49,300 円	
e 端数調整額	0 円	△ 50 円	△ 50 円	△ 60 円	△ 70 円	△ 130 円	
f 保険税額	86,400 円	34,600 円	121,000 円	87,300 円	34,900 円	122,200 円	
						差 額	△ 1,200 円

※5割軽減に該当(65歳以上の公的年金所得からは15万円差し引いた額で軽減判定)

令和6年度国民健康保険税(介護納付金分)計算例

[2人世帯を想定]

【税率】

	令和6年度(案)	令和5年度	比較
A 所得割	2.5 %	2.5 %	0.0 ポイント
B 均等割	11,700 円	11,300 円	400 円
C 平等割	7,000 円	6,800 円	200 円

【税額計算例】

例1) 7割軽減の世帯

2 人 世 帯	令和6年度(案) 【7割軽減】	令和5年度据置 【7割軽減】
a 所得額	430,000 円	430,000 円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円
c 課税基準額(a-b)	0 円	0 円
① 所得割(c×所得割税率)	0 円	0 円
② 均等割(B×2人)	23,400 円	22,600 円
③ 平等割	7,000 円	6,800 円
d 7割軽減額[(②+③)×0.7]	△ 21,280 円	△ 20,580 円
e 端数調整額	△ 20 円	△ 20 円
f 保険税額	9,100 円	8,800 円
差 額		300 円

例2) 5割軽減の世帯

2 人 世 帯	令和6年度(案) 【5割軽減】	令和5年度据置 【5割軽減】
a 所得額	1,020,000 円	1,020,000 円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円
c 課税基準額(a-b)	590,000 円	590,000 円
① 所得割(c×所得割税率)	14,750 円	14,750 円
② 均等割(B×2人)	23,400 円	22,600 円
③ 平等割	7,000 円	6,800 円
d 5割軽減額[(②+③)×0.5]	△ 15,200 円	△ 14,700 円
e 端数調整額	△ 50 円	△ 50 円
f 保険税額	29,900 円	29,400 円
差 額		#REF! 円

例3) 2割軽減の世帯

2 人 世 帯	令和6年度(案) 【2割軽減】	令和5年度据置 【2割軽減】
a 所得額	1,520,000 円	1,520,000 円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円
c 課税基準額(a-b)	1,090,000 円	1,090,000 円
① 所得割(c×所得割税率)	27,250 円	27,250 円
② 均等割(B×2人)	23,400 円	22,600 円
③ 平等割	7,000 円	6,800 円
d 2割軽減額[(②+③)×0.2]	△ 6,080 円	△ 5,880 円
e 端数調整額	△ 70 円	△ 70 円
f 保険税額	51,500 円	50,700 円
差 額		800 円

例4) 給与所得者の世帯

2 人 世 帯	令和6年度(案) 【軽減非該当】	令和5年度据置 【軽減非該当】
a 所得額	1,890,000 円	1,890,000 円
b 基礎控除	860,000 円	860,000 円
c 課税基準額(a-b)	1,030,000 円	1,030,000 円
① 所得割(c×所得割税率)	25,750 円	25,750 円
② 均等割(B×2人)	23,400 円	22,600 円
③ 平等割	7,000 円	6,800 円
d		
e 端数調整額	△ 70 円	△ 70 円
f 保険税額	50,000 円	49,200 円
差 額		800 円

例5) 事業所得者の世帯

2 人 世 帯	令和6年度(案) 【軽減非該当】	令和5年度据置 【軽減非該当】
a 所得額	2,430,000 円	2,430,000 円
b 基礎控除	860,000 円	860,000 円
c 課税基準額(a-b)	1,570,000 円	1,570,000 円
① 所得割(c×所得割税率)	39,250 円	39,250 円
② 均等割(B×2人)	23,400 円	22,600 円
③ 平等割	7,000 円	6,800 円
d		
e 端数調整額	△ 50 円	△ 50 円
f 保険税額	69,600 円	68,600 円
差 額		2,800 円

国民健康保険保険給付費の推移

(単位:人)

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
被保険者数	5,693	5,999	6,257	6,371	6,604	6,883
対前年比	94.9%	95.9%	98.2%	96.5%	95.9%	97.3%

療養給付費①	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
総額	1,845,930,846	1,922,413,747	2,108,315,696	2,021,951,330	2,023,382,691	2,005,202,098
対前年比	96.0%	91.2%	104.3%	99.9%	100.9%	97.0%
1人当たり	324,246	320,456	336,953	317,368	306,387	291,327
対前年比	101.2%	95.1%	106.2%	103.6%	105.2%	99.7%

療養費②	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
総額	6,326,012	6,380,180	7,956,177	8,496,863	8,472,179	10,815,369
対前年比	99.2%	80.2%	93.6%	100.3%	78.3%	97.5%
1人当たり	1,111	1,064	1,272	1,334	1,283	1,571
対前年比	104.5%	83.6%	95.3%	104.0%	81.6%	100.2%

高額療養費③	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
総額	273,013,452	276,985,934	328,548,841	306,850,333	289,202,589	291,459,846
対前年比	98.6%	84.3%	107.1%	106.1%	99.2%	94.0%
1人当たり	47,956	46,172	52,509	48,164	43,792	42,345
対前年比	103.9%	87.9%	109.0%	110.0%	103.4%	96.7%

給付費合計 ①+②+③	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
総額	2,125,270,310	2,205,779,861	2,444,820,714	2,337,298,526	2,321,057,459	2,307,477,313
対前年比	96.4%	90.2%	104.6%	100.7%	100.6%	96.6%
1人当たり	373,313	367,691	390,734	366,865	351,462	335,243
対前年比	101.5%	94.1%	106.5%	104.4%	104.8%	99.3%